

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対 象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

令和6年末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
151	3	39	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
＜場外駐車＞ 場外にはみ出して駐車することが恒常的であるとしたら、利用車数に比して駐車スペースが不足していると思われるため、駐車スペースを拡張することが望ましい。	意見	長住町…令和6年度に一斉撤去や、自転車整理等のソフト対策を継続実施し、はみ出し駐車が解消した。さらに、駐車スペースを拡張する予定である。 手力駅…令和6年度に一斉撤去や、自転車整理等のソフト対策を継続実施し、はみ出し駐車が解消した。さらに、駐輪スペースの拡張工事を発注し、令和7年5月末までに工事が完了する見込みである。 長森駅…令和6年4月に収容台数300台の自転車駐車場整備が完了し、はみ出し駐車が解消した。	○	基盤整備部	土木管理課	46
＜普通財産における建物等の設置＞ 建物、アスファルト舗装、倉庫等の設置者を調査し、撤去を求めるか、普通財産の貸付手続の履践を求めるべきである。	指摘	①森東:自治会との間で締結した使用貸借契約が継続している。 ②大洞緑山:適切な管理が続いている。 ③北山:令和7年1月に地元(公民館長)と土地使用貸借契約を締結した(既存の自治公民館使用貸借契約を変更)。 ④茜部:令和7年3月に地元(自治会連合会長)と土地使用貸借契約を締結した。また、工作物の設置は事前に市の承認が必要であること(契約書に記載)を説明した。	○	行政部	管財課	67
＜未利用地の恒常的な通行使用＞ 違法に通行されている状態を是正すべく、貸付手続の履践を求めるべきである。	指摘	令和6年9月に隣接地所有者と土地賃貸借契約を締結した。	○	行政部	管財課	92
＜不明者による使用＞ 貸付先の連絡先が分からなくなることがないように管理すべきである。	指摘	現地に看板を設置し令和6年度中に使用者を特定し、台帳を整理した。なお、当該使用者とは令和7年度中に契約を締結する予定である。	○	行政部	管財課	93
＜運用に関するルールの充実及び公表＞ 「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」について、行財政改革課が所管課に宛てて事務手続を示すものではなく、応募者及び指定管理者に向けて、特に問題になる間接経費、再委託、自主事業等に関するルールを定めたり、指定管理者に具体的に求めることを定めたりする等により充実させることが望ましい。熊本市の指定管理者制度運用マニュアルが参考になる。	意見	令和6年度に実施した他都市調査で把握した結果に基づき、本市の考え方を整理したうえで令和7年度に「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」の間接経費、再委託に関する内容について改正する。	△	財政部	行財政改革課	103
＜子ども遊び場のあり方＞ 子ども遊び場と同じ目的を持つ街区公園等と同時並行的に、個々の子ども遊び場について、現在の利用状況、地域住民の認識や要望、地域住民の年齢構成等に基づく今後の利用見込み等を調査把握すべきである。 その上で、施設として存続する必要性が認められるものについては、公園、広場、子ども遊び場のいずれかの施設として整備及び管理し、存続する必要性が認められないものについては、市の所有地は未利用地として管理し、市の所有でない土地は所有者に返還すべきである。 遊具の撤去等の原状回復にかかる費用が一時的には必要となるが、適切な財産管理という責務を果たすため、地域住民のために有効な公の施設とするため、必要な費用である。自治会や子ども会等の地域団体が適切に管理をすることができるのであれば、管理を委託することも選択の一つである。	指摘	契約者と管理者に通知を発送し、遊び場の存続および廃止について順次確認を実施している。令和7年度中に全ての遊び場において契約者と管理者への意向確認を完了する予定。廃止する遊び場の土地の返還が終了したのち、所管の変更など適切な管理方法について検討する。	△	子ども未来部	子ども支援課	135

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和7年3月31日
監査委員公表日	令和7年11月17日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和6年末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
151	3	39	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<子ども遊び場のあり方> 遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの縮減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の草刈、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。	意見	契約者と管理者に通知を発送し、遊び場の存続および廃止について順次確認を実施している。令和7年度中に全ての遊び場において契約者と管理者への意向確認を完了する予定。廃止する遊び場の土地の返還が終了したのち、所管の変更など適切な管理方法について検討する。	△	子ども未来部	子ども支援課	135